

# 税理士法改正実現のため

## 署名運動を強力に

全国青税連

### 調査報告書の法律的知識集

われわれの悲願ともいべき税理士法改正運動は、日税連が発表した「税理士法改正に関する基本要綱」によって、新しい段階にはいった。

しかし、この改正運動をどのようにすすめていくかについては、政府提案、議員立法など種々論議されており、それに対する政府当局の意図は、過般の横山議員の質問に対する答弁並びに去る五

月十七日、衆議院の大蔵委員会における大蔵大臣

をはじめ政府委員の答弁でも明らかなるとく、從

来の政府見解の範囲を出す、日税連の「税理士法

改正に関する基本要綱」とは大きな距離がある。

このことは、法改正運動が政府提案では不可能であり議員立法へ向けて取組む必要性のあることを強く示唆するものであろう。

われわれは、こうした情勢に対処するため理事

会、税対等において真剣に討議を行ない、現段階

では、議員立法か、政府提案かの二者択一的な結

論を出すべきではない。

しかし、法改正を議員立法により達成する方向

を具体的に追求することが現在効果的であると考え日税連が議員立法の方向で法改正運動を具体的に開始するよう署名運動を行なうこととした。

しかし、一口に議員立法といつても、その実現は至難のわざといわなければならない。このよう

な情勢のなかで、われわれがなし得ることは、まず二万数千人の税理士の総意を日税連に集約し、日税連をして法改正運動の先兵とし、さらに全税理士が一致団結し納税者の権利擁護の旗じるしのもとに国民的な運動にまで展開し、世論を喚起していくことにある。

その具体的な運動の一つとして、日税連に議員立法を強力におしすすめるよう要求し、この署名運動を行なうものであります。

会員のみなさん、この署名運動が一つの発火点となり、燎原の火のごとく法改正運動を燃えあがらせる手だてとなるよう、奮って署名に参加し、この運動を成功させよう。

尚、われわれは法改正運動を支えるために「税理士法改正二十億円基金」運動をも合せて行なっております。

全国の税理士諸兄姉に訴えます。一致団結し、

強力に税理士法改正運動を展開し、一日も早く法改正を実現させましょう。

われわれは、法改正を議員立法により達成する方向

■先般の日経ホールにおいて、シヤープ博士は「高福祉社会における税制の役割」と題する講演後、質問に答え、福祉政策の財源は原則として所得税によるべきであり付加価値税は、社会情勢の例外的要因によるもので財源として所得税に劣ると明言されている。

付加価値税の採用は、今後の福祉社会拡大の政策との関連でもまさに長期的見地で判断してゆかなければならぬ。

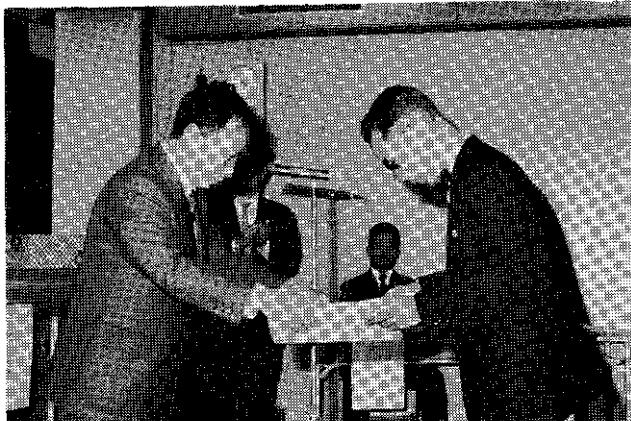
■日税連では、われわれ全青税連の要望等もあって「税理士法改正対策運動計画大綱」を、過日、正副会長会、常務理事会で決定した。この大綱が理事会で承認され、税理士法改正運動が長期的、全体的な運動スケジュールに基づき、着実に国民大会を含めて強力に展開されることが望まれる。

■然しわれわれ税理士会内部でも一局複数会制を主張する一部グループでは、署名運動を行なつており内外に、税理士会はいま、試練の場にさしかかっている。

われわれがいまなにをなすべきかは、言を待たないであろう。

潮流

# 村田前会長に感謝状



十一月十日、名古屋税理士会館において行なわれたシンボジウムの際、個人加入会員制度や商法運動の日税連への働きかけ等々、日夜献身的に本連盟の主体性確立の為に三期、会長の職を全うした前会長村田昭君に感謝状と記念品が贈られた。

当時は時間の関係で、前会長よりいさつを頂けなかつたが、當広報部が感想を求めたところ、大要次のように語っていました。

「村田個人で感謝状を頂くよう載する予定です。」

(広報部)

日本税理士会連合会  
会長 木村清孝殿

全国青年税理士連盟  
会長 寺沢隼人

## 要 望 書

昭和47年10月17日

### (1)税理士法改正に対する総合的、長期的対策の確立に関する要望

税理士法改正については、「税理士法改正に関する基本要綱」によって日税連の基本的な方向が確立されましたが、具体的運動については昼夜の御努力にも拘らず遅々として進行していないといわなければなりません。

すなわち、運動の一貫性の欠如は法対運動における会内部の組織的な連携や付加価値税反対運動、商法改悪阻止運動との連携プレーに重大な支障を来たしております。

日税連は、今こそ、税理士法改正の総合的、長期的対策を確立するとともに、次の諸点についての対策を文書にて御回答いただきたく、さらに、この際、税理士法改正に関する具体的スケジュールを明らかにし、全国の税理士が一丸となって行動できるような内部体制を早急に確立するよう要望します。

(諸点) ①情報収集体制の強化 ②対内外PR計画 ③署名運動  
④推進大会の開催 ⑤付加価値税反対運動との連携 ⑥国民運動への諸施策 ⑦財政の確立について ⑧国会、各党への陳情計画 ⑨国税庁、大蔵省、税調、弁護士会等との個別的懇談会 ⑩その他

### (2)付加価値税導入反対決議に関する要望

付加価値税は、国民大衆と中小企業者を著しく圧迫し、税理士を「整理士」に追いやるものといわれております。日税連の諮問機関である税制審議会は付加価値税導入反対の意見表明をしましたが、未だ、日税連は反対の決議をしておりません。

日税連は、早急に付加価値税導入の意見表明をなし、国民運動の先頭に立たれんことを強く要望します。

つきましては、日税連の付加価値税導入反対の決議の意思有無につき、文書にて御回答下さいますよう、お願ひ申しあげます。

以 上

## 税理士法改正促進 付加価値税導入反対

## について

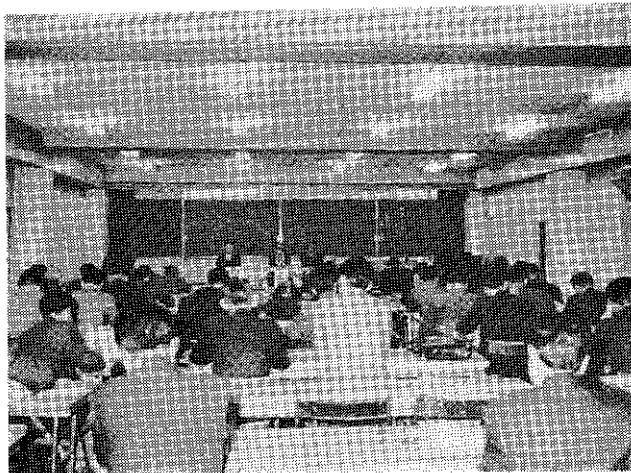
### 日税連に要望書を提出

「税理士法改正に関する基本要綱」作成後の日税連の運動は遅々として進行していないようなのでこれを促進していく必要があり、

また、付加価値税反対運動も税理士は起ち遅れているので、早急に運動を展開するよう、十月五日の理事会で、日税連に要望書を提

出することが決定し、別掲の要望書を十月十七日に提出した。これに対して、日税連の正副会長会では、全青税の要望書の内容は全て納得出来るものであるとのことであった。

しかし、依然として日税連の腰は重いので、全国各地の青年税理士は各単位税理士会が活潑に運動を展開するよう先頭に立って活動することが必要である。



# 本年度第一回 シンボジウム

開かる

十一月十日、名古屋税理士会館四階ホールにおいて、名古屋税理士会長代理副会長鶴田芳一氏を

来賓に迎えて、「税理士業務の独占権」(小規模企業と税理士の業務)のテーマでシンボジウムが開かれた。

雨のため、出席者数が危ぶまれていたが約七十名の会員が出席し真剣に討論されていた。杉浦研究部長司会のもとに会長あいさつ、

来賓あいさつの後、大阪・竹内誠

二会員 名古屋・  
伊藤貞男会員 東京・西藤逸夫会員

京・西藤逸夫会員 東京・西藤逸夫会員

の三君よりそれぞれ研究報告がなされ、つづいて出席

会員全員が参加して討論がなされた

業務の独占につ

いて、独占の必要

の有無、職業選択

の自由の下での公

共の福祉の意義、

の権利を擁護する

立場で、熱心に討

論は繰り抜けられ

た。  
【詳細次号】

## 税理士法改正促進のため 署名運動を開

税理士法改正促進要望  
署名趣意書  
全国青年税理士連盟

一、本連盟は、税理士法改正を確立するために昭和四十四年意見書「わが国における税理士制度のあり方」を発表して以来、会員の討議を集約して、次々に「意見書」を発表して来た。

昭和四十五年十一月に発表した「税理士法改正に関する第一次試案」に対する意見書の基本的思考は、日税連の「大試案」を経て、日税連の「税理士法改正に関する基本要綱」になり入れられ、今や、税理士法改正の指針として確定するに至っている。

また、われわれは、法改正運動をささえる財政的基本確立のため、「税理士法改正二十億円基金」の積立てを提唱し、「基金」への参加者は毎日增加している。

二、「基本要綱」に盛られた法改正の基本的方向は次の通りである。

イ、使命の明確化  
税理士制度を納税者の権利を擁護するための社会的制度として意義づけ「国民のための制度」として確立すること。

ロ、税理士の権利の明確化  
税理士業務の中心を税務代理におき、その実効を保証するために税理士の権利を明確にすること。

ハ、特別試験の廃止  
税理士制度を税務行政の補助機関化することを排し、国家試験としての法の下の平等を貫くため特別試験を廃止すること。

二、自主権の確立  
税理士会が、國家権力の監督から離脱すること。

これらの基本的方向は、広く一般会員の民主的討議を経たものとして、われわれの主張するところと合致している。

三、これらの基本的方向にのとす法改正の早期実現は、われわれの切実に希求するところである。

われわれは、日税連がその総力をあげて、国内外に法改正の必要性とその意義を訴え、その実現に努力することを希み、力の限り協力するものである。

しかし、これらの原則にもとづく法改正の前途は必ずしも樂觀を許さず、われわれは相当の長期且つ困難な運動を覚悟しなければならないことを自覚している。

われわれは、会内部は勿論、国民各層へのP・Rと共に、法改正を議員立法により達成する方向を具体的に追求することが、現在重要であると考え、先への「要綱」の基本的方向にもとづき、日税連が議員立法による法改正へ具体的に活動を開始することを要望するものである。

右の趣意書に賛同し、署名いたします。

昭和 年 月 日

住所  
氏名

青税会員は、本署名運動を青税会員にも呼びかけ、一日も早く法改正が実現するよう署名運動を開催しよう。

日本税理士会連合会会長  
木村清孝殿

反税団体むけと  
弁解するが

国税庁が作成した「税務調査の法律的知識」なる小冊子は、「税理士界」第五六六号に全文掲載され、税理士界に大きな波紋をなげかけている。

は、国税庁から「相互信頼に基づいて」という趣旨説明文が寄せられ、前文として掲載された。

の趣旨は、一方的な解釈のもとに税務調査について納税者の協力が得られない場合に対処するため

者のもの」であつて、一般的の納税者や税理士のみなさんとの間ににおいてはおたがいの信頼関係に基づきその納得を得ながら調査指導「

するという、つまり、この小冊子はあくまで反税団体に対する態度を示したもので、一般納税者や税理士に対しては「法律解釈のギリギリの線」で運用していくわけでないことを弁明しているようである

しかし、これは単なる弁解にすぎまい。われわれ職業専門家が体験している現実の税務行政では、調査の事前通知に関する昭和三十一年九月六日付国税局長官通達は守られず、「法律解釈のギリギリ

の線」どころか、はるかに超越した線で税理士と一般納税者に対処している税務職員が、いかに多いことであるうか。したがつて、国税庁の小冊子担当者の意図が前文の趣旨であったと仮定しても、現場では小冊子の内容どおりの運用が、時の経過とともにすべての納税者と税理士に一般化されることになると予想される。

また、いわゆる「反税団体」についてであるが、前文は「特定の

主張

## 「税務調査の法律的知識」

〔任意調査と強制調査の区別なし〕

「法律的知識」は、「納稅義務者は、質問検査権の行使に対し、一般的に受忍義務を負っているものであり質問検査権の行使の対象とされたことによってその受忍義務が例外的に発生するものではない」としている。

これは、民・百姓を気ままにしようとしたオカッピギ根性と相通するのではないか。だから、「調査対象者がその行使により受ける負担は、当然に質問検査権の受忍義務の内容をなしている」と云いきって、質問検査を受ける対象者や、受ける時・場所・方法などは課税当局の自由な裁量にゆだねられているがごとき拡張解釈をとるさらに、「法律的知識」は、個別税法の検査権には、「立入権」が当然に含まれると主張しているのである。これは重大なことである。

て、日本国憲法第35条の「住民の不可侵」、「所持品の安全」と全く主義の規定からすれば、納税者の同意承諾に基づかない立入権行使とは、一切認められないと解すべきであろう。

ところが小冊子は、なおも統べ、所得税法の調査権は「間接強制力があることからみると、納税者の任意の協力によって行なわれる意味での任意調査ということだけではない」とまで断定する。こゝでくると、強制調査と区別しなればならない任意調査の限界がなくなってしまうのである。

「国民的立場」をタテにした反憲法的立場

現在の税法の特徴は、自主的な告納税制度を採用しているところにあるとされている。これは、主權者である国民みずからが、自己の意志で所得を決定して納税することを原則とし、国家による課税権行使は、例外的、かつ、これが一定の要件に該当する場合に限って容認しているのである。

これは、主權在民と基本的人権理念とする日本国憲法の精神を生み出されたものであろう。したがって、個別税法の質問検査権についても、課税権行使に

よって國民固有の権利が不當に犯されないよう配慮すべきである。確かに小冊子も、「税務官庁は國民の信託に基づき、全國民的立場に立つてその實現を図る」とある。しかし、小冊子の「國民的立場」とは、納稅者の自主申告と國民の基本権を尊重するという憲法的理念ではない。それは、「均しからざるをうれう」國民の立場に立つことを仮装しながら、課税厅の無制限な裁量權を正当化して、權力的徵稅機構を構築するところにあるのではないだろうか。

# 特集『税務調査の法律的知識』

## を読んで

### 基本的人権を大切に

神奈川 藤 山 勇

「税務調査の法律的知識」は、法律家の専門的批判には到底耐えられるものではないと思われます。このような「知識」で第一線の税務が運営されることがあるが、我々実務家としても黙視する訳にはいかない。

「税務調査の法律的知識」全体を流れる根本思想は、中野民商事件控訴審において東京高裁に提出された国側準備書面に端的に表明されている。

即ち「…国民が国家の存立を前提としてのみ もろもろの基本的人権を享受しうる当然の事理からみて…」さらにまた質問検査権行使の態様方法が妥当であるなどであるが、個々の不誠実な納税者の右のような国民の共同の利益の侵害の程度に応じて判断されるべき結合のものではない」という。单に権利侵害のおそれから人権を守るというような抽象的一般的観点から論ぜられるべき換言すれば國あっての基本的人権であり、相手次第でどんな質問検査もできるということで、基本

的人権に対する一片の理解もないようである。

「すべての人は、生来ひとしく自由かつ独立しており、一定の生來の権利を有するものである。これらの人権は、人が社会を組織するに当たり、いかなる契約によつても、人の子孫からこれを奪うことのできないものである。かかる権利とは、すなわち財産を取得する手段を伴つて、生命と自由とする手段を伴つて、幸福と安寧とを追求獲得

する権利である」ヴァージニアの人権宣言(1776年)(有斐閣法律学全集4憲法II 77頁～80頁)

『アメリカで生れた人権宣言の最初のヨーロッパ版は1789年のフランスの「人および権利の宣言」といわれている。その第2条では「國家の存在理由は、人の自然の、時効にかかることのない権利を保全することにある。

これらの権利とは自由、所有権安全および圧制への抵抗である』と述べ自然権の前国家性が明らかにされている。(前掲書15～16頁)

的人権、人間そのものに備つており、等しく守らなければならぬことである。

最近フィリピンのルバング島で戦後二十八年間生き抜いて死傷した元日本兵の事件が報道され、厚生省は再度三人の係官を派遣して救出に當るという。

朝日新聞十月二十一日付記事によれば「ルバング島からは、34年大捜査以来、日本兵に関する情報はいつさなかつたとされてい

る。だが厚生省援護局調査課は、翌三十五年の一月から三月にかけて二回、現地人が山中の日本兵らしい者に銃撃されて負傷したといふU.P.I.のニュースを知り、三十年にも二度、やはりU.P.I.の伝える同様の情報を確認している。

しかし、なぜかそのまま放置されてしまう……となつており、「悔い残る国的情報輕視」と四段抜き見出しがついていた。

しかしこれは單に情報輕視といった問題ではなく、フィリピンはもとより、多くの諸外国に数知れぬ罪を犯して多大の迷惑をかけ、二百万人以上の兵を死なせた、あられる国家優先、人民輕視の思想

が眞の原因ではないかと思われる。それでなければ陸空には旧帝国軍隊にまさる火力を有する自衛隊を擁し、民主的諸団体弾圧のために戦前をしのぐ公安警察を養い、事があれば機動隊の大部隊を簡単に動員するなどしながら、ルバング島にはわずか数人の係官しか派遣しないというやり方はできない

「税務調査の法律的知識」の設問1は、憲法第三十五条についての見解として「刑事手続における住居の不可侵、捜査押収に対する保障を目的とする規定であつて、質問検査権のような行政手続に適用されるものではない」と述べ、設問10では立入権は質問検査権の前提であるといつてはいる。

これを読むと現代日本は法治国家がなかつたのか?という疑惑すら浮んでこよう。「雨風ははいれても、王様ははいれない」といわれる住居不可侵の基本的人権を侵害する立入権が、法に明文の規定なくしてある訳がない。警察官職務執行法第六条、風俗営業取締法第六条、消防法第四条、第三十四条、薬事法第六十九条、等々限定された条件の下で、具体的に立入りを認められてはいても、我が税法には立入り権の規定は見当らない。王様も法の規定がなければ、

住居にはいれないのが法治国であり、法の支配ではなかつたか。

「税務調査の法律的知識」の設問の見解では「真実應答義務は自己の申告した内容（あるいは申告しなかつたことが正しいこと）」ということを説明することを義務づけられている」と述べ、申告納税制度に附隨する本来的義務であるかのようにいつているが、応答義務はあく迄も税法に規定されている適法な質問検査権の発動に対応するもので、本来あるものとか、前提であるとかいった抽象的なものではない。

この場合適法な質問検査権の行使について設問2では、国側見解に近い判例として引用されている判例でさえ同法二百三十四条一項の税官の質問、検査は所得税の調査に必要なものであることを要し、適正公平な課税を実現するためにこそ、その必要性が合理的に認められる場合でなければならないのであって、税官の個人的恣意は許されない。（四十五・十・二十九東京高裁第十刑事部広田権次郎事件）としており、国側見解とは全く対立する判例なのである。従つて調査が必要なかどうか、納税者が判断する間もなく、すかずかと室内に立入り、やみくもに

質問検査を受け、それに対しても答弁又は検査拒否をすれば罰則を適用できるとされるならば、所得税法第二百三十四条 자체に違憲の疑いを生じてこよう。

我々税理士が日常茶飯事のように接している税務調査の態様の一につき、金庫、机の抽出し等を開けさせ、収容物を調べて調査の手振りとする方法があるが、これもいわゆる任意調査の限界を超えた検査の範囲に入るものといえよう。国側見解では税法第三十五条は行政手続には適用されないと述べているが、国税犯則取締法第一条、第二条においても検査と検索は厳密に区分し、検索については地裁又は簡裁の許可を要するものとしている点からしても、所得税法第二百三十四条（法人税法第五十条）の質問検査権の中では検索はできないはずである。

法を守るという点で殊更重大な使命を持つ公務員である。裁判所の令状なしで、金庫等を開けるよう要求することすら違法行為であるという認識を持って貰いたいものである。

中野民商事件が一つの契機となり、本問題についての判例学説が相当数発表されているが、必ずしも未だ「定説」というべきものがなく、立場の相違によって意見の然たる姿勢をとらなければ前進はないともおもう。

憲法第十二条で「国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によつてこれを保持しなければならない」といふじくも述べられているではないか。国民一人一人の不断の努力なくしては「権利」は画餅となるであろう。

第一線の税務職員の良識（法律的知識なんかなくても良い）によつて税務が円滑に運営されること

国税庁の「税務調査の法律的知識」を読んで感することは、まず質問検査権の行使についての手続的保障の配慮が全く欠けていために課税官庁の自由な裁量にまかせられている分野があまりにも多すぎるということである。

裁量と恣意とは全く異なるにもかかわらず、行政運用面においては、税務官庁あるいは担当官の、恣意的運用がなされている事例がきわめて多いのが現状であろう。これは、税務官庁あるいは担当官の、恣意的運用がなされている事例がきわめて多いのが現状であろう。しかし我々は学者ではない。現実の自己の仕事を通じて行動によって国民の権利を守る為に努力すべきだとおもう。たとえば調査の立案等の際言動をとり、常に税務官庁の自由裁量権の乱用は許さないという毅

り、本問題についての判例学説が相当数発表されているが、必ずしも未だ「定説」というべきものがなく、立場の相違によって意見の然たる姿勢をとらなければ前進はないともおもう。

憲法第十二条で「国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によつてこれを保持しなければならない」といふじくも述べられているではないか。国民一人一人の不断の努力なくしては「権利」は画餅となるであろう。

国税庁の文書が発表されたということ 자체、税務官庁が最近の学説判例の動向を無視しえなくなつたことに起因しているのであるから、すべての税理士が自分の仕事を通じて常に毅然たる見解態度を示すように努力しつづけるならば、税務官庁は我々税理士の動向を無視しえなくなるのは当然であり、それがひいては適正手続の立法化にもつながるものと信ずる。

## 裁量権を乱用するな

名古屋 北村佐一

とがなによりも必要である。

次に税法を「徵稅の法」ではなく、納税者側の権利立法としてとらえ、税務官庁の自由裁量権の乱用を許さない為に、我々税理士はいかに努力すべきかという問題に付れてみたい。

国税庁の見解に対し反論はいくらでもできる。又、文章で反論することは容易であろう。しかし我々は学者ではない。現実の自己の仕事を通じて行動によつて国民の権利を守る為に努力すべきだとおもう。たとえば調査の立案等の際言動をとり、常に税務官庁の自由裁量権の乱用は許さないという毅

も事前通知のない場合には原則として当日の調査はおことわりして後日都合のよい日に調査をうけるという態度をとることによって、納税者の権利を守ることができるとおもう。これは決して調査の拒否ではない。任意調査である以上調査の日をきめる権利は納税者が留保していると解するのが当然であろう。これにより事実上事前通知を行なわざるを得ないようになつていくようであろう。

要は我々一人一人が日常の仕事を通じて不斷の努力をすることが大切だといえよう。

# 憲法感覚を!!

## 一、法律的効果

国税庁の意図は「税務職員の研修用」(相互信頼に基づいて=国税庁)

とのことである。しかしながら、國税庁が自らその名をもつて、この行政行為をなしたということは質問検査権に関する法の解釈・適用を具体的に公表したことである。そこで、今回のこの行政行為につき若干の法律的考察を試みてみたいと思う。

そもそも、法の解釈・適用とは「法的一般性の具体化」にはかならないということを意味するものである。従って、国税庁が右の小冊子を公表したその意図を「税務調査について、納税者の協力が得られない場合に対処するためのもとより、質問検査権の行使に当たって、一般的にこのに示されている法律解釈のギリギリの線で運用していくことを意図しているものでない」(前掲=国税庁)と説明してみた処で、その法律的効果は、その行政

## 東京金子圭賢

的な所期の有意図性一とおりに善意に解しても一を越えて、普遍的且つ具体的に日常の税務行政に適用、運用されていくことは必然の帰結である。

また、更に、「質問検査権をめぐる判決や学説の中には、質問

検査権の行使について実定法に定めのない制限を設けようとするものもみられる。」(前掲=国税庁)と

して、一行政庁が実定法に定めのないという故をもって、その本論

の中で

至っては、法の具体的な妥当性の実現を任務とする司法機能がそれ故にこそ附与されている固有の立

法的機能に対する行政機能の冒瀆

行為であり、或いは、司法権への挑戦・介入行為をも意味する。

## 二、法の支配と税務行政

現代社会の諸問題と現代国家の機能とは、ともに複合錯雜したものであり、その為に新しい変化しつつある状況の把握と、その為に正しくても、憲法的に誤っているVという事象が絶えず起き得るのである。就中税務行政というものが、その本質上すぐれて権力的作用を営むものであることに鑑みれば、今回の右行政行為は正に行政権優位の典型として一行政庁の運営の立場に立つての見解であるだけに、

（行政行為は決定の一體性と責任の一体性とを、要求することから、

「權威の原理」のうえにたつもの

で、行政府と市民との間には、市

民相互の間に存するような平等関係はあり得ない）行政庁の裁量や

いは行為というものがへ行政的に

正しくても、憲法的に誤っている

Vという事象が絶えず起き得る

のである。就中税務行政といふもののが、その本質上すぐれて権力的

作用を営むものであることに鑑み

れば、今回の右行政行為は正に行

政権優位の典型として一行政庁の

運営の立場に立つての見解であるだけに、

その内容は課税庁にとってまことに

い都合のよい解釈で埋られてい

て、一般納税者は勿論のこと我々

税理士としても納得のできない見

解である」とは、容易に理解できよう。

何故国税庁がこの様な見解でも

つて、第一線の税務職員の教育に

當るに至ったのであろうか。国税

庁は、この小冊子作成に当つての

考え方の中に「質問検査権をめぐる判決や学説の中には、申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せず、質問検査権の

行使について、実定法に定めのな

ども、人は法によってのみ統治されることを原則とするのが法的現実的な事実問題として認識せざるを得ないかもしない。

しかし、この複合的事情からは行政における「専門性」の尊重と、その「善意」の推定とは行政の公正、平等或いは客觀性と一致する

ということを必ずしも意味するものではないのである。

すなわち、現代民主政治の指導原理の一つである平等の原則は、個人の側に於ては理論的に成立し得ても現実の行政行為の中では存立し得ないという状況にある限り（行政行為は決定の一體性と責任の一体性とを、要求することから、「權威の原理」のうえにたつもので、行政府と市民との間には、市民相互の間に存するような平等関係はあり得ない）行政庁の裁量やいは行為というものがへ行政的に正しくても、憲法的に誤っているVという事象が絶えず起き得るのである。就中税務行政といふもののが、その本質上すぐれて権力的作用を営むものであることに鑑みれば、今回の右行政行為は正に行

政権優位の典型として一行政庁の

運営の立場に立つての見解であるだけに、

その内容は課税庁にとってまことに

い都合のよい解釈で埋られてい

て、一般納税者は勿論のこと我々

税理士としても納得のできない見

解である」とは、容易に理解できよう。

何故国税庁がこの様な見解でも

つて、第一線の税務職員の教育に

當るに至ったのであろうか。国税

庁は、この小冊子作成に当つての

考え方の中に「質問検査権をめぐる判決や学説の中には、申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せず、質問検査権の

行使について、実定法に定めのな

ども、人は法によってのみ統治されることを原則とするのが法的現実的な事実問題として認識せざるを得ないかもしない。

しかし、この複合的事情からは行政における「専門性」の尊重と、その「善意」の推定とは行政の公正、平等或いは客觀性と一致する

ということを必ずしも意味するものではないのである。

すなわち、現代民主政治の指導

原理の一つである平等の原則は、個人の側に於ては理論的に成立し得ても現実の行政行為の中では存立し得ないという状況にある限り（行政行為は決定の一體性と責任の一体性とを、要求することから、「權威の原理」のうえにたつもので、行政府と市民との間には、市民相互の間に存するような平等関係はあり得ない）行政庁の裁量やいは行為というものがへ行政的に正しくても、憲法的に誤っているVという事象が絶えず起き得るのである。就中税務行政といふもののが、その本質上すぐれて権力的作用を営むものであることに鑑みれば、今回の右行政行為は正に行

政権優位の典型として一行政庁の

運営の立場に立つての見解であるだけに、

その内容は課税庁にとってまことに

い都合のよい解釈で埋られてい

て、一般納税者は勿論のこと我々

税理士としても納得のできない見

解である」とは、容易に理解できよう。

何故国税庁がこの様な見解でも

つて、第一線の税務職員の教育に

當るに至ったのであろうか。国税

庁は、この小冊子作成に当つての

考え方の中に「質問検査権をめぐる判決や学説の中には、申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せず、質問検査権の

行使について、実定法に定めのな

ども、人は法によってのみ統治されることを原則とするのが法的現実的な事実問題として認識せざるを得ないかもしない。

しかし、この複合的事情からは行政における「専門性」の尊重と、その「善意」の推定とは行政の公正、平等或いは客觀性と一致する

ということを必ずしも意味するものではないのである。

すなわち、現代民主政治の指導

原理の一つである平等の原則は、個人の側に於ては理論的に成立し得ても現実の行政行為の中では存立し得ないという状況にある限り（行政行為は決定の一體性と責任の一体性とを、要求することから、「權威の原理」のうえにたつもので、行政府と市民との間には、市民相互の間に存するような平等関係はあり得ない）行政庁の裁量やいは行為というものがへ行政的に正しくても、憲法的に誤っているVという事象が絶えず起き得るのである。就中税務行政といふもののが、その本質上すぐれて権力的作用を営むものであることに鑑みれば、今回の右行政行為は正に行

政権優位の典型として一行政庁の

運営の立場に立つての見解であるだけに、

その内容は課税庁にとってまことに

い都合のよい解釈で埋られてい

て、一般納税者は勿論のこと我々

税理士としても納得のできない見

解である」とは、容易に理解できよう。

何故国税庁がこの様な見解でも

つて、第一線の税務職員の教育に

當るに至ったのであろうか。国税

庁は、この小冊子作成に当つての

考え方の中に「質問検査権をめぐる判決や学説の中には、申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せず、質問検査権の

行使について、実定法に定めのな

ども、人は法によってのみ統治されることを原則とするのが法的現実的な事実問題として認識せざるを得ないかもしない。

しかし、この複合的事情からは行政における「専門性」の尊重と、その「善意」の推定とは行政の公正、平等或いは客觀性と一致する

ということを必ずしも意味するものではないのである。

すなわち、現代民主政治の指導

原理の一つである平等の原則は、個人の側に於ては理論的に成立し得ても現実の行政行為の中では存立し得ないという状況にある限り（行政行為は決定の一體性と責任の一体性とを、要求することから、「權威の原理」のうえにたつもので、行政府と市民との間には、市民相互の間に存するような平等関係はあり得ない）行政庁の裁量やいは行為というものがへ行政的に正しくても、憲法的に誤っているVという事象が絶えず起き得るのである。就中税務行政といふもののが、その本質上すぐれて権力的作用を営むものであることに鑑みれば、今回の右行政行為は正に行

政権優位の典型として一行政庁の

運営の立場に立つての見解であるだけに、

その内容は課税庁にとってまことに

い都合のよい解釈で埋られてい

て、一般納税者は勿論のこと我々

税理士としても納得のできない見

解である」とは、容易に理解できよう。

何故国税庁がこの様な見解でも

つて、第一線の税務職員の教育に

當るに至ったのであろうか。国税

庁は、この小冊子作成に当つての

考え方の中に「質問検査権をめぐる判決や学説の中には、申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せず、質問検査権の

行使について、実定法に定めのな

ども、人は法によってのみ統治されることを原則とするのが法的現実的な事実問題として認識せざるを得ないかもしない。

しかし、この複合的事情からは行政における「専門性」の尊重と、その「善意」の推定とは行政の公正、平等或いは客觀性と一致する

ということを必ずしも意味するものではないのである。

すなわち、現代民主政治の指導

原理の一つである平等の原則は、個人の側に於ては理論的に成立し得ても現実の行政行為の中では存立し得ないという状況にある限り（行政行為は決定の一體性と責任の一体性とを、要求することから、「權威の原理」のうえにたつもので、行政府と市民との間には、市民相互の間に存するような平等関係はあり得ない）行政庁の裁量やいは行為というものがへ行政的に正しくても、憲法的に誤っているVという事象が絶えず起き得るのである。就中税務行政といふもののが、その本質上すぐれて権力的作用を営むものであることに鑑みれば、今回の右行政行為は正に行

政権優位の典型として一行政庁の

運営の立場に立つての見解であるだけに、

その内容は課税庁にとってまことに

い都合のよい解釈で埋られてい

て、一般納税者は勿論のこと我々

税理士としても納得のできない見

解である」とは、容易に理解できよう。

何故国税庁がこの様な見解でも

つて、第一線の税務職員の教育に

當るに至ったのであろうか。国税

庁は、この小冊子作成に当つての

考え方の中に「質問検査権をめぐる判決や学説の中には、申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せず、質問検査権の

行使について、実定法に定めのな

ども、人は法によってのみ統治されることを原則とするのが法的現実的な事実問題として認識せざるを得ないかもしない。

しかし、この複合的事情からは行政における「専門性」の尊重と、その「善意」の推定とは行政の公正、平等或いは客觀性と一致する

ということを必ずしも意味するものではないのである。

すなわち、現代民主政治の指導

原理の一つである平等の原則は、個人の側に於ては理論的に成立し得ても現実の行政行為の中では存立し得ないという状況にある限り（行政行為は決定の一體性と責任の一体性とを、要求することから、「權威の原理」のうえにたつもので、行政府と市民との間には、市民相互の間に存するような平等関係はあり得ない）行政庁の裁量やいは行為というものがへ行政的に正しくても、憲法的に誤っているVという事象が絶えず起き得るのである。就中税務行政といふもののが、その本質上すぐれて権力的作用を営むものであることに鑑みれば、今回の右行政行為は正に行

政権優位の典型として一行政庁の

運営の立場に立つての見解であるだけに、

その内容は課税庁にとってまことに

い都合のよい解釈で埋られてい

て、一般納税者は勿論のこと我々

税理士としても納得のできない見

解である」とは、容易に理解できよう。

何故国税庁がこの様な見解でも

つて、第一線の税務職員の教育に

當るに至ったのであろうか。国税

庁は、この小冊子作成に当つての

考え方の中に「質問検査権をめぐる判決や学説の中には、申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せず、質問検査権の

行使について、実定法に定めのな

ども、人は法によってのみ統治されることを原則とするのが法的現実的な事実問題として認識せざるを得ないかもしない。

しかし、この複合的事情からは行政における「専門性」の尊重と、その「善意」の推定とは行政の公正、平等或いは客觀性と一致する

ということを必ずしも意味するものではないのである。

すなわち、現代民主政治の指導

原理の一つである平等の原則は、個人の側に於ては理論的に成立し得ても現実の行政行為の中では存立し得ないという状況にある限り（行政行為は決定の一體性と責任の一体性とを、要求することから、「權威の原理」のうえにたつもので、行政府と市民との間には、市民相互の間に存するような平等関係はあり得ない）行政庁の裁量やいは行為というものがへ行政的に正しくても、憲法的に誤っているVという事象が絶えず起き得るのである。就中税務行政といふもののが、その本質上すぐれて権力的作用を営むものであることに鑑みれば、今回の右行政行為は正に行

政権優位の典型として一行政庁の

運営の立場に立つての見解であるだけに、

その内容は課税庁にとってまことに

い都合のよい解釈で埋られていて、一般納税者は勿論のこと我々税理士としても納得のできない見解である」とは、容易に理解できよう。

い制限を設けようとするものもみられる。そして税務調査の場においてもこのような特定の判决や学説を引用した独自の法律論が主張され、調査に対する非協力的な態度とあいまって、調査の実施、ひいては適正公平な課税の実現が著しく阻害されている事例も少くない」と述べている。

なるほど、納税者の中には一部の非協力団体が存在することも耳にしているし、最近これらの問題をめぐって、質問検査権に関する判例が多数発生していることも事実である。また、これらの団体は「本人の同意なしに税務調査はできません」「税務署の調査は必ず事前に連絡を」等々……といったように、国税庁の見解と正反対の指導を納税者に行なっていることも聞いている。

しかし、課税庁と納税者の立場の相違から、いずれもが自己に有利な解釈をするというのも無理かぬことであるが、そのいずれが是であるかは法の定めるところである。従つて、法律解釈に当つては、國税判断は非常に重要であつて、國税見解と異った裁判所の判断には批判的であるといふ当局の態度が充

分伺えるのが気にかかる。

「税務調査の法律的知識」は單に第一線の税務職員の研修用として当局内部の指導要領的なものであつて、納税者はこの見解に拘束されないことは言うまでもないが

今後、第一線の税務職員は、このだらうと言つて、にわかに税務調査が強化されるようなことはないと考へる。それは前掲の国税庁の考え方の後半に「税務調査について納税者の協力が得られない場

合に對処するためのものであり、もとより質問検査権の行使に当たつて一般的に、ここに示されてい

わめて重要な、ここで国税庁思想を端的に表現したもので、き

り、これが最高法規としての実定法であつて、税法はこの憲法の

説、判例の發展を歓迎すると述べながら、「申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せよ」とするものもみられる」とし

て、従つて今直ちにこの見解を批判する必要ないと考へる。我々税理士は、税の専門家として質問検

査権に関する法的境界を探究し、展し確立されつある、質問検査権についての学説、判例は、この

法律解釈の統一を計り、納税者の信頼にこたえることこそ、我々に与えられた職責であろうと考へる。

も明らかであろう。

従つて今直ちにこの見解を批判することはできない。最近、次第に発

展する税法の実定法は、税法だけをその根柢としており、決して、

「実定法に定めのない制限を設ける」とするものではない。国税

憲法は、実定法とは税法だけ重要な成果をあげて黙殺している。

三、明治憲法下の法思想の継承

国税庁は、実定法とは税法だけと考えてゐるのではないかと思われる節がある。国税庁の見解によれば、税法に規定がなければ国税

当局にとって都合のよいことは何でもできる（「事前調査」は、税法にそれを禁止する規定がないから、当該職員の裁量にまかされて

いるとか、質問検査権には立入権が当然に含まれているから、相手の承諾がなくとも入りができる

ことができる、という考え方については、国税庁には近代法治主義の理解が全くないと思われる近代

とがわかる。

五、法律による行政の原則

法の不備、空白を裁量で補うこ

とのができる、という考え方については、国税庁には近代法治主義の理解が全くないと思われる近代

法思想が全くないと思われる近代

の行政」あるいは、「行政の法適合性の原則」によれば、行政は法律の定めるところによって行なわ

なければならない、特に租税の賦課徴収のように、国民の基本的人権と深い係りあいをもつ行政分野に

おいては、国民の権利、自由を侵害し、あるいは負担を課するには厳格に法律の根柢を要求される。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この千字足らずの文書は、国税

府の小冊子全体を貫く、基本的な思想を端的に表現したもので、き

り、これが最高法規としての実定法であつて、税法はこの憲法の

説、判例の發展を歓迎すると述べ

ながら、「申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せよ」と述べていることから

はない」と述べていることから

も明らかであろう。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。最近、次第に発

展し確立されつつある、質問検査

権についての学説、判例は、この

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

基本的人権を定めた憲法をもつて

おり、これが最高法規としての実

定法であつて、税法はこの憲法の

根柢を、たとえ毛筋一本程も超える

ことはできない。

従つて、法律に規定がない場合

のである。

この憲法は最高の法規範である

われわれは、現在、主権在民、

といえども、国民に義務や負担を課する場合は、国民の権利、自由を最大限に尊重した手続を経なければならぬ。これは国民の権利、自由と最も関係の深い刑事手続と租税の賦課徴収の分野については「行政の法適合性の原則」だけでなく、「犯罪法定主義」、「租税法律主義」という二重の制約を設けて申告納税制度の意義を正しく理解することからも容易に理解されるべきだ。現行憲法の下における申告納税制度の意義を正しく理解する必要がある。それは、国税庁の主張する「申告納税制度の下における税務調査の役割」とは、全く異なるものである。国税庁の見解では質問検査権に対する納税者の受忍義務は、憲法三〇条の納税義務から派生的に生ずると説明されているが、国民は、法律の定めることによらなければ、いかなる負担も課されることではなく、権利、自由を制限されることもない。したがって、質問検査権に対する受忍義務は各税法の規定によりはじめて生じ各税法に規定される以上のであってはならない。

申告納税制度の下では納税義務は納税者の行なう申告によって確定することを原則とし、その申告のない場合、または申告が法律の

規定に従つていた場合、そ他の他税務署長等の調査と異なる場合にかぎりて、例外的に税務署長の処分によって確定する。納税義務の確定権は、納税者の固有権であつて、税務官庁は、事前にこの固有権の行使に遅延に入りしてはならない。税務官庁の課税権は申告納税制度の下においては、第二次的、副次的役割しかもちえず課税権の行使のための調査権は、納税者の申告をまつてはじめて行使されるもので、いかなる形態にせよ事前調査は許されない。

### 七、税務行政における適正手続

国税庁の主張する「実定法に定めのない制限」には、調査理由の開示や事前通知などが含まれていると思われるが、それらは適正手続を定めた憲法上の要請である。

行政手続にも適正手続が要求されることは、現在では殆んど異論がない。

適正手続の要請は、最低(1)理由の開示と(2)弁明の機会を与えることの二つの要件を充たさなければならぬとされている。事前通知や理由の開示なしの抜打ち調査はこの原則に真向から違反する。

以上の立場から国税庁の見解を検討し理論と実践の両面から適切な批判を加えていく必要がある。

## 納税者を信頼せよ

名古屋 三浦利勝

税理士となって七年余、その間

ある大企業で税務の担当をしており、実質的に税理士業務を始めて一年にも満たない私ですが、筆をとりました。

現在は申告納税制度が採用されています。大多数の納税者は自分で所得額を計算し、正しいと信じて申告しております。税務当局が全面的に信頼し調査のない時代が到来するのを祈っていますが、極く一部の過少申告、無申告者のために調査が必要となっていることはやむを得ぬことだと思います。

さて人を雇用する場合を考えてみましょう。急けたら困るからと一日中見はっている方法と、信頼して仕事をまかせる方法とではどちらが能率よく働くでしょうか。当然のこと人は信頼感のもとに仕事をまかせられれば益々能率を上げて働くでしょう。現代のような時代に前者のようない方をすれば誰でも働く気はないと思います。そして問題、苦情があれば充てんすることはできない

### 一、納税者の正当な権利主張を庄毅することはできない

これは法律論を仮装した税務官の一方的主張と受け取れる。

微税の確保のためには、質問検査権に何等の制約があつてはならず、国民の納税義務は憲法に由来するものであるから、質問検査に際しては單に受忍義務があるだけ

です。質問検査権は強制調査ではありません。

相手の立場を考え質問検査権を行使するならば、納税者は充分に調査に協力し、答えてくれるはずです。

## 新憲法施行後二十五年？

東京 牧野良三

ではなく、積極的に帳簿や資料を開示して自己の正しさを立証しなければならないとしている。

徴税の確保が重要であり、憲法三十一条が納税の義務を規定していること（多くの学者は「法律の定めること（多く）の文言に記載するところにより」という文言に法文上の力点が置かれているところ）も否定しないが、それがただちに納税者の基本的人権を無視して良いことの根拠にはならない。憲法を持ち出すのであれば全て国民は個人として尊重され、国政の上で最大の尊重を受けなければならない。国民としては、基

本的人権が侵害され個人として尊重されない事態に至れば異議を申し立て、権利を主張する。それは憲法の要請するところでもある。

「相互信頼に基いて」の中で、民主的な判決や学説を独自の法律論と認めつけ、納税者の人権を顧慮せず、正当な権利主張を税務非協力とする姿勢では、「相互信頼」は形成されない。円滑な税務調査を期待するなら納税者を個人として尊重し基本的個人権に最大の理解を示すことが先決である。

二、手続をぬきにしては民主主義は存在し得ない

民主主義はつきつめるところの手続の問題に帰するとはよく云われることである。徵税の確保がいかに重要であれ、手続をぬきにしては生の権力支配となり專制治下と何等異なるところがない。

現行税法はあるべき手続的規制がほとんど欠落している。その間隙をついて、規定のないことは全て許容され、裁量にまかされないと主張し、手続の履践を要求する判決や学説に対し、「実定法に定めのない制限を設けようとするもの」と非難している。この見解によれば、税務官吏は事前通知をすることなく、時、場所、方法を選ばず納税者の意向を無視して立

入り、理由も云わずに、事前事後を問わず、当局が必要と認める限り質問検査を行なうことができ、庶民に介さず反面調査を行なうことができる。これが新憲法施行後二十数年を経た現在真顔で語られているのである。改めて驚かざるを得ない。手続のないところには権利はない。手続の輕視はそのまま民主主義の否定につながることを銘記すべきである。

第一線ではこれを殆んど知らず、勝手に抜打調査をし、それが放置されていると聞く。日税連の「税務調査に関する実態調査」でも、その大多数は抜打調査である。

反面調査も、ろくに本人調査を尽さずに行ない、先に反面調査をしますこともあると聞く。これを安易に行なうべきでないことは、静岡地裁石見判決等を待たずとも当局も充分承知のことである。

かつて次の通達があつたという

「他人ニ金錢又ハ物品ノ支払ノ義務ヲ有スル者ニ対シ質問ヲ為スハ之ヲ為スニ非サレハ所得調査ヲ完フスル能ハワサル場合ニ限り、為ニ秘密ヲ漏洩シ又ハ取引ヲ妨害スルカ如キナカラシムヘキモノトス」（昭和二年所得取扱方通牒—吉田敬幸氏東京税理士界 八八号論文）

税務行政の実態が改まらない限り当局の期待する相互信頼は生まれないであろうし、質問検査権は「國民から信託されたものであつて國民の共同の利益を擁護する正義の実現と觀るべきもの」と、いかに高らかに謳い上げようと、それぞらしくひびく

四、正当な権利主張には市民権を与えるよう

「現行憲法のもとで、法とは、主権者たる国民の意思である。國民権力が法に服することは、権力を

が国民の意思に服するということ』でなければならない。そしてまた『法』の根本的使命は、権力者の恣意から国民の自由と権利を守る点になればならない。一切の國家作用は、このような意味での『法』に服さなければならず、違法な行為に国民は拘束されない。国民は、その違法性を指摘し、争う権利をもつ』(渡辺謙二『法というもの考え方』)

机上の業界紙は「高まる調査改善の声」という見出しで、東京会長名で「税務調査に関する要望書」を提出したことを報じている。「年内では遅い。庁の見解に対しして反論を早急に出せ」、「税理士会としてはもとより全支部をあげてこの問題と取組むべきだ」等の厳しい下からの突き上げが殺到しているとのことである。

現状は、正当な権利主張が、ともすると「おかみ」にたてつくものの、特殊な主張として排斥され、意識的に浮き上らされるきらいがある。税理士が多少なりとも調査の方法について異をとなえると、「そんなことを云うのは先生だけだ、はじめて聞いた」という答が返ってくるという。余理に合わない見解は組織をあげて反論し、正當な主張が社会通念として大手をふるべきである。

附加価値税欧洲視察団締切を延期!!

すでに別便でご案内のとおり、昭和48年3月16日～3月26日、欧州9カ国の税制視察団を派遣することになり、目下参加募集をしています。申込案内発送の遅れの為、12月末日まで参加申込を延期しますので、ふるってご参加下さい。

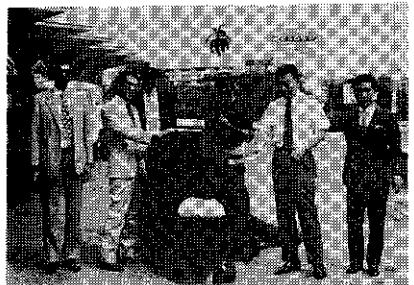
申込先 付加価値税対策特別委員会委員長宛

〒164 東京都中野区東中野1-49-4 都ビル

岩田克夫

TEL 03-363-4306

付加価値税対策特別委員会



#### ▲ ドウシタンホテル前で

正直なところ、地上から足を離すことの不安が、第一に心配なことにでした。海外へ行くにはジェット機と相場はきまっているが、あの重い機体がよく持ち上がるかと余計心配になりましたが、とにかく乗つてしまえば何とかなると心を落着かせ塔乗しました。

とにかく、最初のジェット機がスイス航空のDC-8で、スチュワーデスはもちろん全員金髪の美女ばかり。たちまち、心配は霧散し、救命胴衣のつけ方のデモンストレーションに見とれ、全くだらしなくなってしましました。機内のアンソースは、先ず日本語、次が英語、終りにドイツ語という順序で、サービスが日本人向きになっていました。途中香港に立ち寄り、次にタヒチへ向いました。天候は大体良く

十名ほどの外国人の観光団で、外  
国の農協らしくその騒々しさは、  
かの有名な「ノーキヨー」もかく  
やと思われるほどでした。美人揃  
いのダンサー達も、チップを払え  
ば一緒に写真をとらせてくれると  
のこと、かねて目をつけておいた  
た彼女を指名し、ダンス終了後席  
へきてもらいました。写真をとる  
ため肩を組んだら、ピクッとした  
ところは、まるで純真そのもので、  
不良心も直ちに、消えてゆきました  
た。この時の写真は、帰国後大変

は、タイ料理を  
食べながらタイ  
ダンスみると  
いう観光客コー  
スでした。同席  
していたのが五

第一の目的地、タ...の空港へ無事到着しました。

バンコックの空港は、東南アジアで一番出入国手続が厳重な国と聞いていたため、覚悟して行ったら、はじめお願いしていた日本人大ガイドが事務所の中まで迎えにきていて、脇の通路から手荷物を持ったままフリーパスとなり拍手抜けとなりました。

マイクロバスで一行五名はホテルに向い、一休みして、夜の街へ

## 東南アジアの旅

神奈川 稲垣 浩司

十名ほどの外国人の観光団で、外  
国の農協らしくその驕々しさは、  
かの有名な「ノーキョー」もかく  
やと思われるほどでした。美人揃  
いのダンサー達も、チップを払え  
ば一緒に写真をとらせてくれると  
のことと、かねて目をつけておいた  
た彼女を指名し、ダンス終了後席

翌朝は、水上マークット見学、寺院見学、バラ園見学、私設ヘビ園見学とハードスケジュールでしたが、無事消化して夜となりました。中華料理の晩食は、非常に美味でしたが、昼に食べた日本食の方が却って高価な割に不評でした。

ルも、「……のところを安く楽しむ  
ことができ得をしました。道路は  
大変清潔できれいでした。聞くと  
ころによると、ツバしたり、タバ  
コとかゴミを捨てたりすると罰金  
をとられるそうで、そのせいでも  
よう。ただ夜、街を歩りていると  
ポン引風の男が寄ってきて、片言  
の日本語で、×××あるよ!とい  
い、悪い言葉に驚かされますが、  
港町を感じさせます。家族と一緒に  
に過すには良いところです。当地

が降ってました。が、ホテル側で車を用意してくれ、生れて初めてロールスロイスに乗せてもらつて空港へ向いました。

空港内の売店で、酒類を貰い最後の目的地台湾へ向いました。日台関係が良かつた時で、税関も入国管理事務所も、簡単に通過できました。早速ホテルへ向い、一休みの後夕食。夜の街へ散歩にてでません。

物の買物で忙しく、昼食も街角のラーメン屋で済ませるような状況でした。一行のうちの一人は、どこの彼女からプレゼントしてもらったネクタイを締め、ニコニコとタイは良国だといいつつ、共にシンガポールへ出発しました。

シンガポールは、仕事できたためめ、市内の観光は殆んどできずに終りました。ただ、当地でホテルを二つも経営している友人が面倒を見てくれたので、食べ物もホテ

――泊し香港へ向いました。　スイス航空、日本航空と乗つてきましたが、今度はキャセイ航空の飛行機になり、しかもベトナム上空を飛ぶときいて、気分が滅入つてしまいまして。出国のときの身体検査も厳重で、磁気による携帯物の検査も

風に狙われたため、早々に退散して東京へ帰りました。

世界の関心は東南アジアに移ってきており、この旅で、各国の人達と親しく交り、短期間ですが外國に居たことが、有形無形の影響を人生観に与えてくれました。

(全書稿 東南アジアの旅は、今回人員の都合によりとりやめとなっていましたが、次の機会には実現させたいと思っております。)



けるのか

寺沢会長　本日一時から行なわれた正副会長会で「署名趣意書」について打合せをしたところ、趣意書中「議員立法の方向」という表現に説明不足の点もあり、税理士法改正運動の現況を説明することとし、青税会員が一致協力できる運動を展開することになった。

大西大阪青税　政府提案は、現状では不可能である。議員立法一本でいくべきである。原案でよい。

矢頭議長　「署名趣意書」の成文化の段階での説明不足を補足するということで諒承して欲しい。

大西大阪青税　集計方法、送付先等も明記して欲しい。

……………」ことで、境税対委員長が説明文の原案を提出し、大筋において出席者の賛同を得た。一部字句の修正をして、「署名趣意書」に添付することとなつた。

大西大阪青税　一般会員の三人分は、どのように集めるのか。大阪会五千人に送りたいがどうしたらよいか

組織の拡大強化と、結びつけていく必要がある旨要請された。

勝部組織部長より、全国的な組織化の状況について説明がなされた。又、未組織地域の名簿整理も進んでいる旨報告がなされた。

次いで村山副会長より、関信地区的組織化の現況について詳細な報告がなされ、出席者一同も同地域に対する認識を深めた。

矢頭議長 組織拡大に関する情報を探討して、署名運動と併行して来年の一月までの間積極的に出張することについて討議されたい……組織強化特別委員会の地区別委員長が具体的な県名を列举し、積極的に出向することになった。全国青税連以外の行事で、未組織地域へ出掛けたときは、極力、現地の個人会員と接触して意思の疎通を図ることで意見の一一致をみた。奥田組織副委より、全国青税連のPRが不足している旨の指摘があり検討、次の事項について積極的にやるうということになった。

①県別委員長へ未入会員名簿を達す

②新規合格者へ祝状を出す

③電話、手紙で入会勧説を行なう

④各団体で合格者祝賀会を行なう

⑤小人数の会議を未組織地域で行なう

(6)個人会員向けに、「全青税だよ  
り」(仮称)を発行する  
内容は、全青税の活動状況と  
業界の情報をタイプオフ程度の  
印刷で、体裁は余り構わず、メ  
モ情報的なもので、間断なく個  
人会員に情報を流す必要がある  
との事から決った。総務部が担  
当し、十一月から実行する。  
その他、各団体の現状報告がな  
された。(村山副会長、所用で退席)  
**増田東京青税 東京青税では、行**  
政単位毎の部会づくりを行なって  
おり、今日まで十八部会を結成し  
近く二十部会をこし、部会中心の  
会務運営を行なっていく。  
**「税理士法改正三十億円基金」**  
も部会が動いている。  
**「税務調査の法律的知識」**に対  
する批判検討も成文化の段階にお  
り、十一月十五日ごろまでに全国  
青税会長に提出の予定なので、全  
国青税連では、早急に制度委等を  
開いて検討して欲しい。  
十月二十五日には、若手弁護士  
と懇談会を持ち、税理士法改正に  
関する基本要綱について、意見交  
換をなした。質問検査権など国民  
の権利を守る立場から大いに一致  
点もあり有意義な会合であった。  
若手の公認会計士とも懇談会を  
企画している。

**金子神一** 「法律的知識」については、批判的文書を会報に掲載し、会員に啓蒙している。まもなく二ヶタの会員でスタートできると思う。

「二十億円基金」の運動は、積極的に推進している。

**各務名古屋青税** 岐阜方面へ勧きかけている。名古屋青税の執行部が直接出掛けといって詰合いをしている。

「法律的知識」は、十月四日に研修会を開いた。北野教授を囲んで五時間位やった。シンボジュームについても、同じテーマで四人のチューターを出して討論会を開いた。

**大西大阪青税** 兵庫、大阪、京都の三支部が合同で北野教授の講演で「法律的知識」の研修会を開いた。十一月十二日には、渡辺洋三教授の「法の支配と税務行政」というテーマで研修会を開く。

北野講演は四万字のパンフレットにして会員に配布している。国税版と対比してつくつてある。税理士法四十二条の天下り規制については、大阪合同会に臨時総会をひらくよう働きかけている。

付加価値税反対の運動も積極的にやりたい。

「二十億円基金」については、大阪合同五千人の会員に呼掛けている。全青税は、付加価値税のように対処するのか。

寺沢会長 十二月二十二日に日税連の理事会が行なわれるが、そこで反対決議するよう働きかける岩田副会長 要望書の回答の期限を付して出したらよいと思う。

大西大阪青税 税理士法改正と付加価値税反対の運動は、従来通り、日税連ベースでやるのか。

寺沢会長 日税連ベースでやる

十二月十二日の日税連理事会で組織決定させることこそ急務である荻野総務部長 その方が、より大きな力となるのではないか。

大西大阪青税 付加価値税の署名運動をやるべきだ

矢頭議長 先ほどの正副会長会でもその事を討議した。

荻野総務部長 税制の専門家である税理士が税制批判をするのは当然である。

各務名古屋青税 唯、その方法について批判だけでなく、税理士法に基づいて建議するということをやつたらよいと思う。

矢頭議長 要は、建設的にやることです。

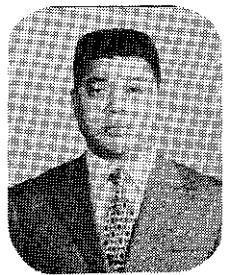
以上で一切の討議を終了した。

酒

と

くるま

東京山口勝男



今年も余すところいくばくもなく、そのうちあちこちで忘年会といやつをやるわけだが、毎年この時季になると思い出すことがある。今から十六、七年前の話ですっかり時効ということで了解を乞う。当時は会計事務所の職員で仕事を酒に没頭していた。

同僚もそろって酒豪、忘年会が終って最後に残った四人が帰ることになつたが、たまたまその内的一人が事務所の車（ルノー）に乗ってきており、その同僚が我々を配達してくれることになつた。

八王子の在いなか道にさしかかったおり、運悪く故障してしまふと前方を見ると霧雨にかすんでボーッと赤いランプが見える。それは将しく駐在所である。デゴクでホトケとはかり一人を運転台にのせ三人で押しながら（四人共）

直そうにもいなかの夜道は暗い。

すっかり困っているうちに、小雨が降り出し最悪の事態になつてしまつた。

ふと前方を見ると霧雨にかすんでボーッと赤いランプが見える。

これは将しく駐在所である。デゴクでホトケとはかり一人を運転台にのせ三人で押しながら（四人共）

こうゆうわけで困っているので、ひとつ懐中電灯を、して下さい。

今考えてみると想像を絶し、背

の上に車を停めて、車の前で立つた。

言葉すら知らない良き時代だつた。

とたのんだところ、五十がらみの駐在さんが出て来て「やあみなさんごきげんですか」と我々がブラングの修理をしている手許を照らしてくれ、そのうち奥さんが出て来て傘をさしてくれどうやらエンジンが始動し、たいへん助かつたものだ。

今なら、交番をさけてとおるのが人情というもの、いやそんなデータラメ運転はしてはならないし、許されはならないこと。

この一件は駐在さんの人情やら時代の流れやら、若氣のいたり等々たいへんな教訓になった。

それにして、よくもまあイケシャーチャーとして交番にかけ込んだものだと失笑の限りである。

もつとも当時東京でいなかの方へ出張すると晩メシをこちそうになり、お得意さんいわく「今日はオートバイですか、そうですかそれじゃ寒いですからいっぱいやつてて下さい」とえなもんで五合酒のんで意気ようようとかみなり族よろしく帰走したものだつた。

寄せ下さい。

▼広報部員一同、機関紙「全国青年税連」をわれわれ全会員の意見の交換場として、全会員の力で作り上げていきたいと思っています。

(広報部一同)

## 全国青年税理士連盟

東京都豊島区南長崎  
1丁目17番12号  
サニ桂町ハイツ403号  
連盟本部  
電話 03(950)17558  
〒171  
税理士寺沢隼人 人事務所内  
発行人 会長 寺沢隼人  
編集人 広報部長 押久保善  
印刷所 日本経済出版社

後記